

熊本市東区健軍本町1-22  
東部ハイツ105

Tel 096-285-7761  
Fax 096-285-7762  
E-mail:kumacsw@lime.plala.or.jp  
URL:<http://kumacsw.com/>

発行責任者 黒田 信子  
編集責任者 魚谷 康洋  
発行日 2018年3月

一般社団法人 熊本県社会福祉士会ニュース

C S W くまもと  
Certified Social Worker

特集 「児童福祉」  
～子どもたちの生活をサポートする社会福祉士～

第61号

## 熊本県社会福祉士学会第4回大会／臨時社員総会 開催案内

### ■熊本県社会福祉士学会 第4回大会

大会テーマ:「地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割」～すべての命が輝くために社会福祉士にできること～  
日 時:2018年3月10日(土) 10:00～16:10(9:30受付開始)  
会 場:同仁堂スタジオ・ライフ 4F(熊本市中央区上通町2-7)  
定 員:150名  
参 加 費:社会福祉士会会員 無料／一般 500円(但し学生は無料)  
参 加 申 込:参加申込書をメール又はFAXにて事務局へ送信ください。※ホームページよりダウンロード可能です。

#### 【基調講演】

テ ー マ:『我が事・丸ごと』～地域共生社会実現に向けた取組～  
講 師:後藤 真一郎氏(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官)

#### 【シンポジウム】

テ ー マ:「地域共生社会の実現に向けた熊本における取り組み」  
シンポジスト:柴田 恒美氏(NPO法人子育て談話室 理事長)  
金和 史岐子氏(社会福祉法人玉医会たまきな荘総括施設長)  
田口 善信氏(熊本市中央3地域包括支援センター 管理者)

コメンテータ:後藤 真一郎氏

コーディネータ:黒田 信子

#### 【実践研究発表会】

- テ ー マ:「ニーズ等調査の結果から視た会の現状と課題」～ニーズ等調査(2012年度)と比較して～  
本岩 春奈(会員サービス委員会)
- テ ー マ:「個別支援計画のモニタリング面接で表出された本人のニーズを叶える支援」  
～就労継続支援A型で働く知的障害者に対するソーシャルワーク支援について～(仮)  
豊住 貴史
- テ ー マ:「社会福祉士による地域における専門職の連携について」  
野田 泰功(人吉・球磨ブロック)

### ■2017年度臨時社員総会

日 時:2018年3月10日(土) 16:15～17:30  
会 場:同仁堂スタジオ・ライフ 4F  
議 事:第1号議案 2018年度 事業計画(案)について  
第2号議案 2018年度 収支予算(案)について  
その他

### ■情報交換会

時 間:18:30～20:30  
会 場:よこぱりdining QUEENA(クイーナ)(予定)  
熊本市中央区花畠町9-6 森苑ビル3F  
参加費:3,500円(予定)

※前日および当日のキャンセルは後日全額キャンセル料を請求させて  
いただきますのでご承知おきください。

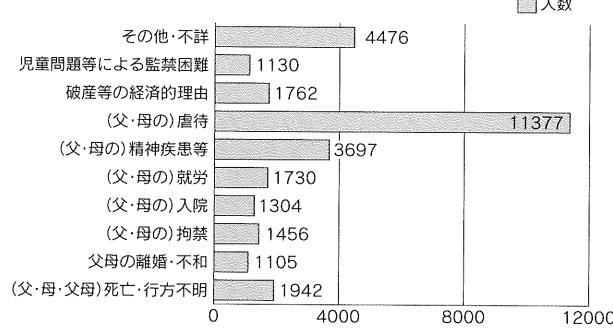
## 特集 児童福祉～子どもたちの生活をサポートする社会福祉士～

児童福祉とは児童に対して行われる福祉サービスのことを指します。児童に対する福祉は、従来、障害児、孤児、母子家庭の児童に代表されるような、特別な支援を要するとされる児童に対する政策を中心に行われてきました。近年は高齢化と同時に社会の少子化が急速に進行していることを受け、全ての家庭において児童が健全に育成されること、また、児童を生み育てやすい社会環境を整備することを主体とした施策が中心となっています。今回、児童福祉分野を知ってもらいたい、興味をもつてもらいたいという目的で、児童養護施設慈愛園子供ホーム（以下慈愛園）に取材を行いました。（当日はお忙しい中、緒方園長、山内さん、田中さんの3名に取材を受けていただきました。）

### 児童養護施設とは

児童養護施設は児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つになります。私たちが生活している社会では、予期できない災害や事故あるいは離婚や病気、また不適切な養育を受けているなど、様々な事情により、家族による養育が困難な子どもたちがいます。児童福祉（養護）施設は、児童福祉法の基本的な理念に沿って、子どもたちの幸せと心豊かで健やかな成長を見守り、社会的な自立を支援する施設になります。児童養護施設の対象者は上記の様々な事情により、家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳の子どもたちで、家庭に替わる子どもたちの家で協調性や思いやりの心を育みながら生活しています。

### 児童措置の理由(H25全国) 総数29979件



### 子どもたちの生活

慈愛園では75名の子どもたちが6つのユニット（建物）に分かれて共同生活をしています。1ユニットの構成は園内保育から・幼稚園・小学中学校・高校と全ての世代を含めています。できるかぎり家庭に近い温かい雰囲気の中で、安定した生活を送ることができるよう心を配っています。子どもたちの日常生活の世話と指導は、個々の自立支援計画をもとに実行されます。少なくとも年に2回、児童指導員・保育士・家庭支援専門員など関係職種で話し合いが行われ、児童相談所との方向性の確認、すりあわせを行っています。慈愛園は地域活動が盛んで様々なボランティアの方が来園されます。年末には校区社会福祉協議会・民生委員の方たちと協力しながら地域のお年寄りの家庭におせち料理を届けるなど、地域の方たちと一緒にになって

子どもたちの生活をサポートしています。

### 措置児童数(慈愛園)(H30年1月)

	ミラー		モード		サロー		エカード		エスター		ネルセン		アンディ		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
園内保育			1				1	1							3	
幼稚園	1	2	2		1	1			1				1		13	
小学生	4	3	3		3	1	1		3	1			4		24	
中学生	2	2	1	2	3	2	1		3	1			1		17	
高校生			2	2	1	2	5		1	1			1		15	
計			14		13		15		8		12		6		5	73
(一時保護)			1							1					2	

### 昨年度入退所者数(H28.4～H29.4)

入所	家庭から		他施設から		計
	7	4			
退所	家庭復帰		就職		計
	5	2	1	2	

### 社会福祉士の役割

児童養護施設で働く主な専門職の中では「児童指導員」「家庭支援専門相談員」「里親支援専門相談員」がソーシャルワークを主に担う職種です。以前は1人で行われていた仕事を現在は分業して仕事にあたっています。以下に詳しく説明します。

「児童指導員」…保育士と共に保護者に代わって子どもたちの養育を中心となって行う養育の専門職。

「家庭支援専門相談員」…ファミリーソーシャルワーカーとも呼ばれ、保護者などへの支援を通じて、子どもたちの家庭復帰等を支援します。また、施設を退所した子どもたちの相談援助や地域関係機関との連絡・調整・地域の子育て家庭の相談援助等も行います。

「里親支援専門相談員」…里親支援ソーシャルワーカーとも呼ばれ、児童相談所の職員や地域の里親会等と連携して、里親の開拓や里親に対する研修、里親家庭の相談対応など、里親を支援し施設と里親をつなぐ役割を果たします。

### 社会保障制度における児童福祉に関する制度の問題点、課題など

「思い描く構図と現実はまだまだかけ離れている。」

福祉全体にかかる予算の中でも特に児童福祉分野への予算は少ないと言われています。近年やっと保育士の

## 慈愛園で社会福祉士にインタビューしてきました。

慈愛園は地域の活動参加やネットワーク作りを理念・基盤にしています。施設職員が消防団に所属し、PTAの役員になっています。地域の人から施設や職員を誉められると非常に嬉しく励みになります。地域活動は子どもの巣立ちに好影響を与えてくれます。

一人ひとり子どもには様々な背景があるので毎日の生活が難しく、対応に追われます。朝の起き方からそれなりにあります。朝食でも、今まで食べてこなかつた習慣の子どもに、どうにかして食べて学校に登校してほしい、良い習慣を取り戻すため努力をしています。子どもたちは絶えず発達成長していく段階であり、現状を1でも2でもプラスにする必要があります。成長するためには少しでも負荷をかけていく支援をし

ています。

家庭に復帰するためには子どもだけを養育しても上手くいきません。家庭にも支援が必要です。そのため児童相談所と連携しながら進めています。何回も家庭訪問しても駄目なこともあります、上手く家庭復帰して当園に訪ねて来てもらえるだけでうれしくなりますし、民生委員やボランティア・自治会の方等、地域の様々な支援者と連携することはとてもやりがいがあります。



機関連携や資源開拓してネットワーク構築を推進しています。社会資源や関係機関との連携で社会福祉士の方がいると心強く安心します。

賃金アップ、児童養護施設の加算が得られるようになってきています。しかし、児童福祉分野はまだ少ないと思われます。他の児童福祉施設に比べても児童養護施設は子ども定員数に対して職員の数が極めて少ない現状があります。社会にとって子どもたちは宝なら、国はもう少し人もお金も投じてほしいと思います。

里親制度についてもまだまだ数が足りない現状です。ある地域では里親委託する際候補者が4~5名リストに挙がりますが、熊本ではなかなか候補者が挙がってこない現状があります。また、里親制度の推進は必要ですが、バランスが重要です。なんらかの障害をもった児童も増えつつあり、里親だけでは問題を背負ってしまい、家庭が崩壊することもあります。里親と児童養護施設は一緒に子どもを養育していくパートナーであり、協働していく姿が望ましいと思います。

### 「そのような中、児童養護施設の果たす役割とは…」

児童が施設入所にならないような地域社会づくりに重点を置かなければなりません。今後、地域で起るニーズに対して施設が果たす役割があります。児童養護施設も地域に起る課題に対して、子どもは少子化で減っていくかもしれません、そこに予防的な対応として介入していくとか、家族の相談を受けるとか、ショートステイ(短期間の入所)の相談を点在している児童養護施設が請け負うとか、ニーズを整備するとやるべきことがたくさんあるよう

な気がします。実際、ショートステイを利用される中には児童養護施設よりも養育を十分にうけていない子どもたちを見つけることがあります。

ニーズを掘り起し必要に応じて関係する所に繋げる。児童福祉の相談窓口は少なくニーズも全ては拾うことができない現状があります。本当は地域包括支援センターのような高齢者の分野と一緒に児童部門を設置し、一元的に機能した方が良いと思います。

### 最後に…

社会で子どもを育てるという社会的養護の考え方から見れば、児童養護施設がその中心に立ち、地域と連携しながら子育てを担っているのではないでしょうか。緒方園長のお話しでは、まず相談できる窓口が認知されて(知られて)いないことと、まだまだ実質的に少ない。高齢者福祉では中学校区ごとに地域包括支援センターがあると同様に、同等の相談窓口が必要。虐待が把握できるシステムが必要。それに伴う受け皿の確保と、事態が発生しない予防事業の啓発活動等、包括的な支援の必要性を説いていました。そのために地域に開かれた施設づくりを目指されています。児童養護施設がタフな環境を乗り越えてきた子どもたちにとっての居場所だけでなく、「子育てに関わる全ての人にとっての居場所」となると素敵な社会だと思いますし、またこの特集で児童福祉の分野に少しでも興味を持っていたら嬉しい思います。

## 虐待対応委員会の取り組み状況について

虐待対応委員会 委員長 松本 健一

虐待対応委員会は、現在28名の委員で活動中です。委員会の主な活動は、「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」のメンバーとしての活動です。この「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」という組織について、ご存知でない方も多いかもしれませんので、ここで説明させていただきます。

### 1. 熊本県高齢者・障害者 虐待対応専門職チームとは

#### (1) 役割・目的

市町村に対して、チームによる助言等を通じ、以下のことを目指します。

- ・市町村等が虐待対応における各段階で適切な対応をする持続的な仕組みの確立
- ・市町村等の体制整備
- ・市町村等の虐待対応力等の向上

#### (2) 設立・活動の経緯

##### ● 2006年4月

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行。

(同法では虐待対応の市町村の責務が明示され、虐待対応事務の一部を地域包括支援センターに委託できることが位置付けられたが、体制整備や対応に課題があった。)

##### ● 2006年度

日本弁護士連合会と日本社会福祉士会の両会が連携して、「虐待対応専門職チーム<sup>※1</sup>」を設置する取り組みを開始。スタンダードモデル<sup>※2</sup>を提示し、各都道府県に設置を呼びかけ。

熊本県においては、熊本県弁護士会、熊本県社会福祉士会に加え、熊本県司法書士会の三団体にて協議を重ねた。

※1 虐待対応専門職チームは、2017年2月時点で全国38都道府県に設置済み。

※2 スタンダードモデルでは、

・市町村等に対して、メンバー個々ではなくチームとして助言にあたること。

#### 活動実績について

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
契約市町村(高・障)	6	12	15	19	24	24	24・3	23・5
①メール相談	2	15	29	24	24	31	29	19
②ケース会議	2	4	7	4	3	1	2	2
③講師派遣	3	4	12	11	15	13	12	8

※2017年度は、1月31日時点の実績(ただし③講師派遣については予定も含む)。

- ・直接虐待対応にあたるのではなく、市町村等への助言者(アドバイザー)であること。
  - ・個別のケース会議を通じた助言であること。
  - ・恒久的な事業実施を目指して、市町村等との契約に基づく支援であること。
- などが提示されています。

##### ● 2010年8月

熊本県弁護士会、熊本県司法書士会、熊本県社会福祉士会の三者で協定を結び、「熊本県高齢者虐待対応専門職チーム」を設立。全国で初めて司法書士会を含めた三者で協定を交わした。

##### ● 2012年10月

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(障害者虐待防止法)」施行。  
(全国的に、高齢者虐待対応と同じく、障害者虐待対応に関する支援へも拡大の流れ。)

##### ● 2016年4月

熊本でも障害者虐待対応に関する支援を開始。「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」と改称。

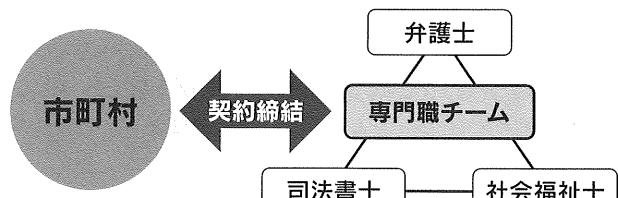
#### (3) 構成

弁護士24名、司法書士27名、社会福祉士28名、計79名で活動中(2018年1月31日現在)。

#### (4) 活動内容

市町村との契約に基づき、市町村に対して

- ①虐待事案のメール相談への回答
- ②虐待事案のケース会議等への参加
- ③虐待や権利擁護等に関する研修会への講師派遣の支援を行います。



熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チームのイメージ図

## (5) 活動実績

年々契約を締結する市町村も増え続け、熊本県内45市町村のうち、2017年度では高齢者虐待は23市町村、障害者虐待は5市町村と契約を締結しています。

また、熊本県からいくつつかの研修会業務を受託し、市町村、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会の職員を対象に、以下の研修会の企画や講師等を務めています(日程は今年度)。

- ・2017年5月17日 熊本県高齢者権利擁護基礎研修
- ・2017年7月10日 熊本県成年後見制度利用促進研修会
- ・2017年12月6日 熊本県成年後見制度意見交換会(県南)
- ・2017年12月12日 熊本県成年後見制度意見交換会(県北)
- ・2018年2月14日 熊本県高齢者権利擁護事例研修会
- ・2018年3月2日 熊本県成年後見制度啓発シンポジウム

## (6) それぞれの職種の役割

市町村等からのメール相談への回答やケース会議に参加する場合、弁護士、司法書士、社会福祉士のメンバーから、それぞれ1名(計3名)担当者が選任され助言にあたります。その際、弁護士は虐待対応の場面で問題となる法解釈と適用の問題について、司法書士は弁護士と同じく法的な枠組み(特に成年後見制度等の活用に関連する部分)について、社会福祉士は権利擁護及びソーシャルワークの視点から、虐待対応の実践方法に関しての助言を行います。

チームとしてより効果的で実効性のある助言を行うために、各職種がそれぞれの視点から事案を複眼的に分析し、有機的に連携することを心掛けています。



熊本県高齢者権利擁護事例研修会の打ち合わせ風景

## 2. 虐待対応委員会として

先述のように、「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」では、弁護士、司法書士、社会福祉士のメンバーがチームとして一体的に活動しています。私達社会福祉士もチームの一員として助言を行いますが、あわせて相談対応全体をコーディネートしていく役割も担いま

す。また、その際には、市町村等からの情報を整理したうえで事案を客観的に俯瞰し、事実関係や虐待が発生した背景要因、対応策などを適切に分析・判断していくことが求められます。

そのような状況のなか、チームの社会福祉士としてのスキルアップにつながるように、虐待対応委員会の活動として年2~3回委員会内部の研修会を行い、メンバー個々の研鑽に努めています。またメンバーは皆、業務の傍ら、時間の合間を縫って活動を続けていますが、市町村等の要望により、非常に限られた時間のなかで対応を求められる場合もあります。そのため、常日頃からメンバー相互の状況を確認しつつ、迅速かつ柔軟に対応できる体制作りに努めています。

また熊本県と熊本県社会福祉士会との共催で、市町村・地域包括支援センターの職員を対象に、以下の2つの研修会を毎年開催しており、地域包括委員会と協力して企画・運営にあたり、講師等も務めています(日程は今年度)。

- ・2017年8月23日、8月24日、9月11日 熊本県養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修
- ・2017年11月15日、11月16日、11月21日 熊本県養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修



弁護士、司法書士、社会福祉士による研修会の風景

今後も「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」として、市町村等の虐待対応や体制整備の支援に取り組んでいきますが、支援する市町村等の先には、高齢者や障害者の方々が虐待を受けている現実があります。市町村等に対してより適切な助言を行い、虐待をはじめとする高齢者や障害者の方々に対する権利侵害が少しでもなくなるように、委員会としてメンバー個々のスキルアップや迅速な対応ができる体制整備に努めていきたいと思います。

委員会の礎を築いてこられた先輩方の想いを継ぎながら、更に発展的な委員会活動にしていかなければと考えておりますので、引き続き皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

## 生涯研修・基礎研修

研修委員会 委員長 濱川 文彦

今回は、日本社会福祉士会の生涯研修制度のうち「基礎課程」を紹介します。

「基礎課程」は、都道府県社会福祉士会に入会してはじめに受ける基礎研修で構成される課程です。基礎研修1、基礎研修2、基礎研修3の順に決められたカリキュラムを受講し、全てのカリキュラムを修了すると、基礎課程は修了となり、専門課程に進みます。この際、認定社会福祉士を目指す方は受講から最短で3年間、最長でも6年間で修了すると認定社会福祉士の申請単位の内10単位を取得することができ、そうでない場合は自分のペースで履修して生涯研修制度の単位を取得することになります。

### 日本社会福祉士会 生涯研修制度

(出典 日本社会福祉士会 引用後一部改変)



社会福祉士会独自の研修」です。これらは、全国共通のカリキュラムとなっており、講義と演習、事前課題や中間課題を通して各科目の学びを深めていきます。それぞれの科目を修了するためには、講義や演習の出席と修了レポートの提出が必要です。その結果として、自分自身が実際働いている分野だけではなく、広く社会福祉士として活動していく土台づくりを目指していきます。

(一社)熊本県社会福祉士会の基礎研修受講者数(受講申込者数)は2012年度の開始から2016年度までに基礎研修Ⅰが203名、基礎研修Ⅱが98名(2013年度から開始)、基礎研修Ⅲが45名(2014年度から開始)です。2016年度までの基礎研修課程の修了者は34名となっています。2017年度の受講者数は基礎研修Ⅰが47名、基礎研修Ⅱが24名、基礎研修Ⅲが18名で、各研修に取り組んでいます。受講生の活動分野としては、

高齢、児童、障がい、医療、司法、教育(SSW)、行政、独立型、一般企業など様々な分野にわたっています。このことからも社会福祉士が活躍できる現場の広さを認識できます。しかしながら異なる分野で働いていても、基礎研修を受講していく際に「社会福祉士である」という点でその共通性を再認識することができ、一方で異分野交流にもなりネットワークの構築にもつながっています。

基礎研修修了後は、熊本県社会福祉士内の様々な活動や後進の育成に携わっていく受講生の方もおられます。今後の課題としては、基礎研修修了後の継続的なフォローアップ体制の構築があります。これにつきましても、会員の皆様のご協力が必要となると思いますので、宜しくお願ひいたします。

※認定社会福祉士認証・認定機構による認証科目

## インフォメーション

### 成年後見委員会「任意後見研修」開催のお知らせ

日 時:2018年4月21日(土) 13:00~17:00

会 場:城彩苑 多目的交流施設

テーマ:任意後見制度について

講 師:司法書士 井上 広子氏

※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

### 2017年度 熊本市東ブロック・上益城ブロック合同研修会開催のお知らせ

日 時:2018年3月17日(土) 14:00~17:00

会 場:熊本県総合福祉センター 第4会議室

テーマ:生涯研修制度を学ぶ

講 師:研修委員会委員長 濱川 文彦氏

※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

## 事務局より

### 1.行事等案内の受取り方法について

(ハガキ受取り、封書受取り会員の皆様へ)

経費・工数削減のために、メールアドレスをお持ちの方は、メール受取りに変更していただきますようお願いいたします。

■ホームページの「お問い合わせ」から、必要事項とメッセージ本文欄に「案内受取りアドレス」と入力のうえ送信してください。

### 2.変更届ご提出のお願い

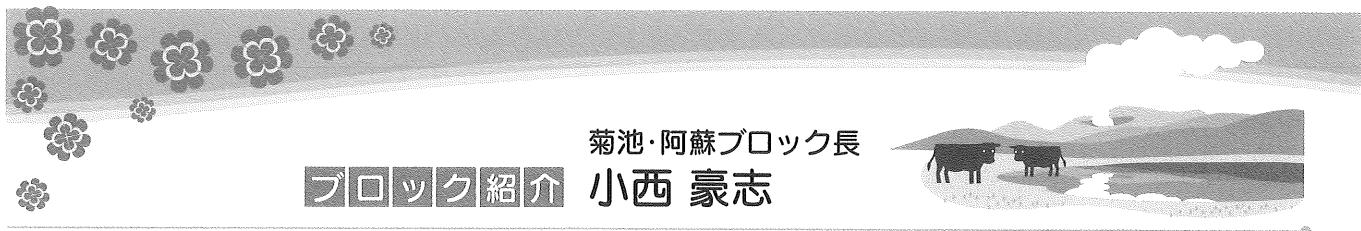
氏名・住所・勤務先等に変更があった場合は、変更届のご提出が必要です。変更がありましたら、必

ずご提出いただきますようお願いいたします。

■ホームページの「入会・変更」→「変更案内」から書式をダウンロードし、事務局までご提出ください。

### 3.会員番号について

事務局では、会員管理につきまして会員番号が重要となります。研修会等の申込書に記入いただいている番号の誤りが少なくありません。今一度、会員番号をご確認いただきますようお願いいたします。



菊池・阿蘇ブロック長  
ブロック紹介 小西 豪志

私たち菊池・阿蘇ブロックは、会員数約79名で年2回の研修及び交流会を行っております。

昨年度は、震災の対応により研修を自粛しておりましたが、今年度は年2回の研修を予定通り開催することができました。今年度の研修内容は、震災時の対応をテーマにして開催しました。

第1回目が社会福祉協議会職員の方より、第2回目は地域包括支援センター職員の方からそれぞれ震災時の対応を報告していただき、グループで話し合いました。講義及びグループ内

で震災時の状況を共有することで、改めて震災時の対応を見直すことができました。

来年度も魅力ある研修を計画していきたいと思いますので、ブロック内外問わずに参加よろしくお願いします。また菊池・阿蘇ブロックでは、研修等を企画するブロック役員も募集しております。興味のある方は、小西までご連絡よろしくお願いします。

最後になりましたが、震災の際には、多大なご支援ありがとうございました。この場をかりてお礼申し上げます。



昨年6月に開催した研修の様子

「実るほど 頭(こうべ)を垂れる 稲穂かな」

以前、職場の上司がよく口にしていた言葉です。経験を積み重ねるほど、自分を奢ることなく、相手に対し謙虚な姿勢で接することが大切、ということを説いています。

現在の自分の職位は、自分一人で培ったものではなく、様々な上司や同僚、ご利用者の方があってこそ今の自分がいるということを忘れてはいけないことを教えられました。

私自身は現在、昨年より新しい職場に勤め、心機一転、一からの仕事を覚えることで毎日悪戦苦闘しています。日々、様々な事例に遭遇し、「新しいことを学ぶ楽しみ」と内省を繰り返しています。まだまだ社会福祉士としても、青い稲穂で、実る時期も程遠いですが、たくさんの方のご指導と助言をいただきながら、常に周囲に感謝の気持ちを表出できる、社会福祉士として、人として、人格形成していかなければと思います。

〈広報委員 福原 紗代子〉

つぶやき

